

## 市庁舎耐震補強・増築・改修工事への対応について

市庁舎耐震補強・増築・改修工事に関しまして、同  
工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反に関し、  
市民の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしました  
ことを深くお詫び申し上げます。

本市と工事施工業者との間で締結した市庁舎耐震  
補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約につい  
ては、今般の地方自治法施行令違反の問題を受けて、  
一定の工事の区切りをもって契約を合意により解約  
する方向で話し合いを進めていきたいと考えており  
ます。また、合意解約やそれに伴う精算問題などを  
推進するに当たり、透明性を確保するため、民事調  
停などの公平な第三者が関与する手続きを活用す  
ることを視野に入れております。

現在、増築棟建築現場の敷地から見つかった汚  
染土壌対策のため、既に増築棟建築工事は見合  
わせておりましたが、本年5月20日付けで全  
ての工事を中断し、今後は、汚染土壌の処分等  
が完了するまでの間に、解

約やそれに伴う出来高精算に関する合意形成を  
民事調停などを通じて行い、全庁を挙げて最大限  
の努力を傾けて本庁舎耐震化整備事業を早期に  
成し遂げるとともに、可能な限り情報を公開し、  
透明性の確保を図った上で取り組んでいく所存  
です。

本市としましては、このたびの問題を重く受け  
止め、今後二度とこのような問題が生じないよう  
全職員に改めて厳しく指導し、市民の皆様の信  
頼を回復するため、真摯に取り組んでまいりま  
す。

また、同工事現場において、土壌汚染対策法の  
溶出量基準値を超える汚染土壌が確認されてお  
りますが、今後、詳細な土壌調査を実施し、その  
調査結果に基づき、汚染土壌の措置計画(対応  
方法)を決定の上、年内を目途に土壌汚染対策  
法に準じた措置を講じ、処分を行う予定です。

今後とも皆様のご理解・ご協力をお願いいた  
します。

彦根市長 大久保 貴

### 介護保険 利用者負担額の軽減制度 をご利用ください

介護保険の利用者で所得の  
低い人を対象に、利用者負担  
額の軽減を行います。

- ①施設(介護保険施設および地域  
密着型介護老人福祉施設)また  
はショートステイ利用時の  
食費・居住費の軽減
- ②社会福祉法人などによる利  
用者負担軽減

申請すると、審査の上、該  
当者には認定証(確認証)を交  
付します。

#### 再申請が必要です

利用者の認定証(確認証)

の有効期限 ①7月31日(火) ②  
は6月末で終了)

認定証をお持ちの人には、  
再申請の案内を①は7月初旬  
に送付します。②は送付済。軽  
減の継続を希望する場合は、改  
めて申請の手続きが必要です。  
4月から次のとおり支給要件  
の変更があります

【①の変更点】 介護医療院  
サービスが負担額軽減の適  
用対象になります。

【②の変更点】 介護予防訪問  
介護および介護予防通所介  
護は、適用対象外となります。

#### 提出書類

▼介護保険負担限度額認定申

#### 請書

▼本人(と配偶者)の通帳のコ  
ピーなど(資産が分かるもの)  
※通帳のコピーは直近の取引  
までの記帳が必要です。  
詳しくはお問い合わせくだ  
さい。

問い合わせ先 困介護福祉課  
☎23・9660番、FAX  
26・1768番

### 介護保険 負担割合証が届きます

要支援・要介護認定を受け  
ている人に、新しい介護保険  
負担割合証(8月1日から適用)  
を7月下旬に郵送します。

負担割合証には、介護保険  
サービスを利用する際の自己  
負担の割合が書いてあります。  
新しい負担割合証が届いた  
ら、担当ケアマネジャーや、利  
用している介護サービスの事  
業所に提出してください。

8月1日から次のとおり判定  
要件の変更があります

次の①②両方に該当する人  
は、サービスを利用した際の  
負担割合が3割になります。  
①本人の合計所得金額が22  
0万円以上

②同じ世帯にいる65歳以上の  
人の「年金収入+その他の  
合計所得金額」が、単身の

場合340万円以上、2人  
以上世帯の場合463万円  
以上の人  
問い合わせ先 困介護福祉課  
☎23・9660番、FAX  
26・1768番

### 傍聴できます 彦根市のちを支える 自殺対策推進会議

「彦根市自殺対策計画」の策  
定や進行管理などを審議する  
会議を傍聴することができます。

日時 7月13日(金) 午後1時  
30分~同3時30分

場所 障害者福祉センター  
(平田町) 多目的室

対象 市内在住の人  
※事前申込は不要です。直接  
会場にお越しください。

※手話通訳などが必要な場合  
は、7月5日(木)までにお申  
し出ください。

問い合わせ先 困障害福祉課  
☎27・9981番、FAX  
26・1767番



### お待ちしています 市政への意見・提言

市では、市民の皆さんの市  
政への参加をさらに進めてい  
くために、市民の皆さんの考  
えをお聴きする「市政への意  
見・提言」の制度を設けてい  
ます。

市の進めている施策や事業  
などについて、市民の皆さん  
の建設的な意見・提言をお待  
ちしています。  
▼いただいた意見は、可能な  
限り、担当部署から文書・

電話などで回答します。  
▼回答させていただくまでに、  
1か月程度かかる場合があります。  
▼匿名の場合は回答しません。  
▼意見をお寄せいただく方法

郵送の場合  
市政に対しての意見を、左の  
封筒の裏面に書いてください。  
記入後、封筒を切り取って、  
隅の「のりしろ」で貼り合わ  
せてポストへ投かんしてくだ  
さい。切手は貼らずにそのま  
ま出してください(封筒は広報  
ひこね2年2回掲載しています)。

「市政への意見・提言」に、  
1年間で2299通の意見がい  
ただきました(平成29年4月~  
同30年3月受付分)。  
内容別件数では、下表のと  
おり都市建設部関連の意見が  
最も多く、その内容は道路の  
整備などについての意見でし  
た(意見の内容により、複数の部

ホームページから投稿する場合  
「市政への意見 提言」の専  
用入力フォームに意見などを  
書いて送信してください。

### 昨年度の集計結果を お知らせします

所属 件数 所属 件数  
都市建設部 92 市立病院 12  
市民環境部 59 上下水道部 6  
総務部 53 子ども未来部 5  
企画振興部 39 議会事務局 2  
教育委員会 36 出納室 1  
産業部 26 担当課なし 1  
福祉保健部 19 合計 351

※平成29年度末現在の所属で  
集計しています。

のりしろ

5 2 2 8 7 9 0



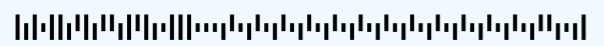
彦根市元町4番2号

彦根市役所

企画振興部 まちづくり推進室

## 「市政への意見・提言」

係 行



やまおり

### 次のとおり封筒を作ってください

- ①キリトリ線(破線)に沿って切り、中央をやまおりにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投かんしてください。

### 個人情報の取り扱いについて

個人情報については適正に管理し、連絡  
や回答の場合を除き、他の目的に利用する  
ことはありません。

課が回答、拝読している場合があ  
り、意見総数より内訳別の表の総  
件数は多くなっています。  
お寄せいただいた「意見・  
提言」は、市民の皆さんの暮  
らしに根ざした意見・提言と  
して今後の市政運営の参考に  
します。貴重な意見をありが  
とございました。  
問い合わせ先 困まちづくり  
推進室 ☎30・6117番、  
FAX 22・1398番、  
machizukuri@ma.city.hikone.  
shiga.jp